

令和4年度(2022年度)「木育・木質空間普及啓発資材(森でつながる)」

作成委託業務に係る プロポーザル審査実施要領

令和4年度(2022年度)「木育・木質空間普及啓発資材(森でつながる)」作成委託業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)における審査は、次のとおり行う。

1 企画提案書

審査の公平性、透明性を保つため、企画提案書には、提出順に A から順にアルファベットを付し、企画提案者名を匿名とする。

2 企画提案書の事前配付

アルファベットを付した企画提案書は、事前に各員に配付する。

各審査委員は予め企画提案書に目を通し、審査会に備えるものとする。

3 審査会

(1) 予備審査

企画提案者が5者を超えた場合は、予備審査会を開催することとし、上位5者程度を選出するものとする。審査委員長が指名した委員は、本要領4の(1)及び(2)の項目について、同要領5の採点基準により、企画提案審査票(別紙1)に従って審査・採点を行い、審査会の庶務を処理する事務局(以下「事務局」という。)に提出する。

事務局は、企画提案審査票を集計した企画提案審査票集計表(別紙2)を作成し、点数の高いものから上位5提案程度を決定し、ヒアリングを行うものとする。

(2) ヒアリング

企画提案書の趣旨や内容を確認するため、企画提案書を提出した者からヒアリングを行うこととし、総合的な審査を行うものとする。

ヒアリングは、1者ごとに行うこととし、原則として追加資料の配付、差し替えを行うことができないものとする。

また、ヒアリングを欠席した場合は、本業務を受託する意志がないものとして選考から除外するものとする。

なお、ヒアリング当日の企画提案に当たっては、企画提案者の可能な範囲で、本事業の趣旨や内容に沿った形式で行う者とし、その際に必要な機材や費用等については、企画提案者が全て負担するものとする。

(3) 審査票の作成

審査委員は、本要領4の(1)及び(2)の各項目について、同要領5の採点基準により、企画提案審査調書(別紙1)に従って審査・採点を行い、審査会の事務局に提出する。

4 審査の具体的項目及び配点

審査は、次の項目について採点する。

(1) 実施体制・業務遂行能力【10点】

ア 業務実施に係る人員配置・執行体制、実施計画が妥当であるか。(5点)

イ 本業務に類似する業務実績並びに業務遂行能力を有しているか。(5点)

(2) 企画提案の内容【90点】

ア 冊子「森でつながる」の作成

(ア) 冊子の構成が「森につながる」のコンセプトと合致しており、企業・団体に木育活動を取り入れた新たな企業活動のモデルとして提案する上で適切なものとなっているか。(20点)

(イ) 木育活動や森林活用を企業活動等に取り入れている事例紹介の構成が具体的で、木育活動に馴染みのうすい企業・団体等が木育活動に関心を高めることができる内容であるか。(20点)

(ウ) 北海道に関わりのある著名人の選定は的確で実現性があるか。(10点)

イ 動画「森でつながる」の作成

- (ア) 動画が冊子「森でつながる」に対応した内容で、構成が具体的であり、企業・団体に木育活動を取り入れた新たな企業活動のモデルとして提案する上で適切なものとなっているか。(20点)
- (イ) 構成イメージが明るく、木育活動に馴染みのうすい企業・団体等が木育活動に対して関心を高めることのできる内容であるか。(10点)
- (ウ) 北海道に関わりのある著名人の起用により、効果的な演出となっているか。(10点)

5 採点基準

(1) 項目点

企画提案審査票(別紙 1)の評価内容について審査の上、配点ごとの評価区分に応じた得点を付すこととする。

配点区分 評価区分	配点区分		
	配点 20 点	配点 10 点	配点 5 点
大変優れている	20 点	10 点	5 点
優れている	15 点	8 点	4 点
標準的である	10 点	5 点	3 点
やや劣っている	5 点	2 点	1 点
劣っている	0 点	0 点	0 点

(2) 順位点

前項の項目点を基本に合計点数が高い順に順位点を付し、合計点数が同点の場合は、項目毎の得点バランス、特記事項等を総合的に勘案し、順位点をつける。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位以下
順位点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点

※予備審査会の書類選考についても同様とする。

6 企画提案の採否の決定

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランスや特記事項等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、適正な履行を確保する観点から、各審査項目の合計得点を 50 点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、すべての審査委員が選定に合意していることを条件とする。

また、企画提案者が 5 者を超えた場合は、予備審査会を開催することとし、予め上位 5 者程度を選出するものとする。